

一体型の定義等に係る本市の状況について

定義（「放課後子ども総合プラン等に係る Q&A」より）

放課後児童クラブと放課後子ども教室を、①同一の小学校内等の活動場所において実施しており、②放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう。

①同一の小学校内等の活動場所において実施

- 一方が小学校内で実施しており、他方の活動場所が、当該小学校に隣接（通りを挟んだ向かい側等を含む）している場合、児童自身での移動を安全に行うことが可能であって、放課後子ども教室開催時に一緒に活動できるものも一体型とする。

【現状、①を満たす小学校区】

袋原、西山、鶴巻、大和、住吉台、東宮城野、中田、富沢、福室、荒巻

②放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できる

- 放課後子ども教室のプログラムには原則として放課後児童クラブの児童も参加できることが必要。
- プログラムの頻度は、「地域の実情に応じ、適切と考えられる頻度」とされているが、原則として週 1～2 日程度（年間 35～70 日程度）は実施していただきたいとされている（開設初年度から週 1～2 日程度を実施することが困難な場合には、月 1 回程度の実施でも一体型としてカウント可）。

【現状、①及び②を満たす小学校区】

袋原、住吉台

- 袋原、住吉台共に、放課後子ども教室が週 1～2 日程度開催されている。児童クラブの児童は、放課後子ども教室に登録のうえ、希望するプログラムに参加している。
- それ以外の小学校区は、年何回かの共催事業を実施する地区はあるが、いずれも定期的なプログラム参加はなされていない。

③その他留意点等（「放課後子ども総合プラン」より）

- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要。
- 放課後子ども教室を定期的（週 1～2 回程度）に実施する場合は、放課後子ども教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童

の主体的な参加を促すようにすること。

- 活動場所の広さや安全管理上の都合等により、参加人数を一定数に制限しているプログラムがある場合にも、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する放課後児童クラブの児童が参加できるよう十分留意すること。

【現状、①②③をいずれも満たす小学校区】

住吉台

- 袋原は、両事業の事業者間で、放課後子ども教室のプログラムの実施日や参加児童の情報共有程度は行っているが、プログラム実施に向けた協議や連携はなされていない。
- 住吉台は、プログラムの実施日や参加児童の情報共有のほか、放課後子ども教室の運営委員会にセンター長が参画し、プログラム実施に向けた協議に加わっている。